

会員各位

AMMIAS 及び AMMIAS Plus ご使用の皆様へ

受領委任制度に参加する保険者（令和元年11月時点）の 受領委任開始年月追加について

下記の通り、AMMIAS 及び AMMIAS Plus の更新を行いましたのでお知らせいたします。

令和元年11月時点で追加されました受領委任制度に参加される保険者と併せて、平成31年1月以降に受領委任制度に参加した保険者全てに対し、下記日程にて保険者情報画面の受領委任開始年月欄へ日付を自動で入力適用いたしました。尚、日付が入力されている保険者については、受領委任専用用紙で申請書の作成が行われる仕組みとなっております。

ご留意の程宜しくお願いいたします。

※クラウド版のみの対応となります。

※開始年月が追加・変更となった場合、申請書の様式が変更されます。用紙印刷画面をご利用の先生は、下記日程の更新適用後に用紙印刷画面より印刷をおこなっていただきますようお願いいたします。

◆更新日時 2019年12月25日(水)適用完了 ※クラウド版のみ適用

◆クラウド版をご利用の方

⇒AMMIAS 及び AMMIAS Plus 起動後、自動で更新適用されます。

- ローカル版（AMMIAS Ver. 2.3.0 以上 3.0.0 未満）をご利用の場合
- インターネット未接続でご利用の場合
- クラウド版をご利用で、上記日時の更新適用後（12月25日（水）以降）、保険者情報画面にて新たに保険者を登録する場合

お手数おかけしますが、下記厚労省 HP に掲載されております、「制度に参加する保険者等のご案内」をご確認の上、保険者情報画面「受領委任開始年月」欄へ、開始日のご入力をお願いいたします。

・厚労省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/hokensha.html>

その他ご不明な点がございましたら、下記情報処理課宛までお問い合わせください。

情報処理課：TEL 050-5812-0552 FAX 050-5812-0553